

質問	回答
<p>①仕様書内、(1) カにある「指定の行灯」の仕様と数量をご教示いただきたいです。</p> <p>また、受託者はこの行灯の設置のみが対象業務になりますか？</p> <p>事前に指定の場所まで引き取ったり、後日返却したりする必要はありますか？</p>	<p>仕様については、以下のページの「①竹製露地行灯 LED 電球 4W 高さ665mm 幅490mm」です。</p> <p>https://hanatouro.kyoto.travel/?page_id=1593</p> <p>数量は36基程度を想定しています。</p> <p>引取り及び返却は実行委員会で行うため、設置のみが対象業務です。</p> <p>行灯設置に伴う受託者の業務としては、行灯の設置及び向日市役所までの後日返却が含まれます。(設置箇所への行灯の運び込みは、実行委員会で行います。)</p>
<p>②本事業の飲食コーナーは京都市が定めるところの「模擬店」の対象でしょうか。</p>	<p>出店者は「事業者」を想定していることから「模擬店」には該当せず、営業許可が必要となります。</p> <p>詳細は、医療衛生センター西部方面担当(075-746-7214)に御確認ください。</p>
<p>③仕様書内、(2) アの注釈にて、広報物の費用の1/2は「竹の径・かぐやの夕べ」の事業費から別途支出とあります。</p> <p>これは仮に広報制作費が10万円とした場合、本事業の見積もりには5万円を計上し、後日「竹の径・かぐやの夕べ」宛に5万円を請求するのでしょうか？</p> <p>それとも、会計処理の方法を記載されているだけで、見積もりとしては本事業にすべて計上するものでしょうか。</p>	<p>提案書の見積については、広報物に要する実費用の半額を記載してください。</p>
<p>④仕様書内、(3) エにおいて、事業実施に係る法令に関する諸手続きを受託者にて行うとあります。</p> <p>申請名義も受託者になるのでしょうか。</p>	<p>申請名義は「竹結びフェスタ実行委員会」となります。</p>